

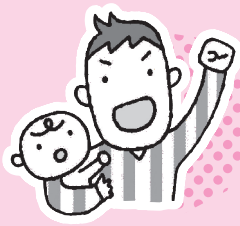
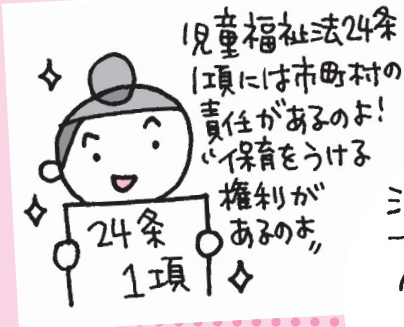
保育は 子育て支援は とうなるの？

2015年4月から、新たに「子ども・子育て支援新制度」(以下、新制度)が実施されようとしています。2014年9月までには、実施主体である市町村を中心に、さまざまな事項が決定される予定です。新制度はこれまでの保育制度を大きく変えるものです。よりよい制度の実現を求めて声をあげていきましょう。



市町村の責任が後退 待機児童は解消できるの？

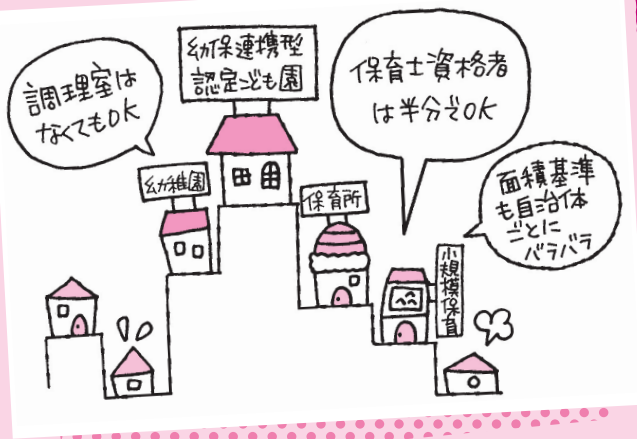
新制度では、保育所だけは市町村の責任で保育が行われます(児童福祉法24条1項)。しかし、保育所以外の施設には、市町村は責任を負わず、個人と施設の契約に委ねられる(24条2項)ため、施設や事業によって保育を受ける権利が保障されない可能性があり、待機児童の解消は難しくなります。



24条1項に基づく認可保育所の増設、保育所を基本に保育所以外の施設の底上げを求めています。

多様な施設にバラバラな基準

補助金の対象となる施設・事業が増え、保育所、幼稚園、認定こども園の他、小規模保育、家庭的保育などが新たに対象となります。しかし、それぞれの施設・事業によって基準はバラバラに設定されてしまいます。



どの施設に入っても、現行の保育所最低基準以上の条件が保障されるよう求めています。



認定制度の導入 子どもの生活がバラバラに？

保護者の就労状況をもとに、子どもの保育時間の上限が決まられてしまいます。これまでよりも保育時間が短くされる、子どもの登降園時間がバラバラになるなどの問題が起こる危険性があります。



保育時間の認定は、現状の8時間以上が保障されるよう求めています。

